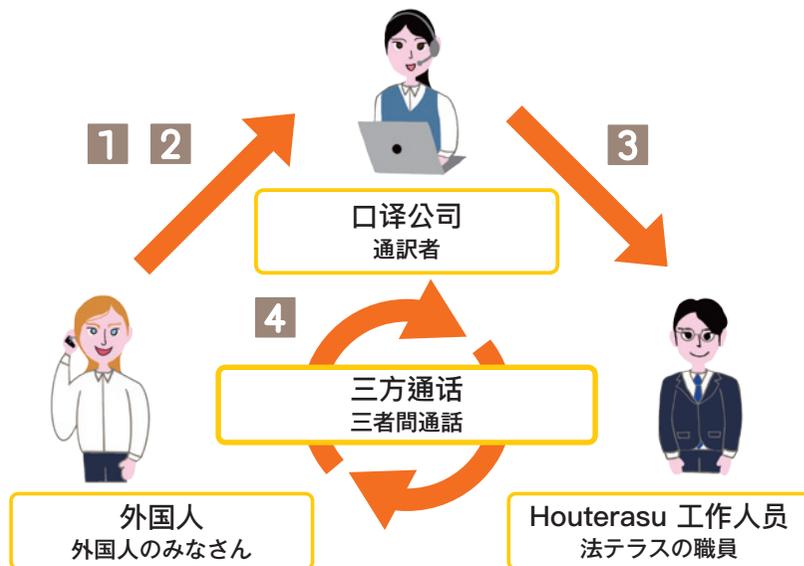




怎么打电话 どのように電話するか

- 1 首先，请致电 **0570-078377** (法阳台多语言信息服务) (需要承担通话费)
- 2 向口译员告知咨询内容。
- 3 口译员会帮您接通您家附近的地方事务所・支部的法阳台职员。
- 4 您和法阳台职员、口译员可以三方通话。
- 5 根据您的情况，法阳台职员会介绍日本的法律制度的一般常识或者连接提供服务的相关机构。

- 1 まずは、**0570-078377** (法テラス多言語情報提供サービス) にお電話ください (通話料がかかります)。
- 2 通訳業者に、問合せ内容をお伝えください。
- 3 通訳業者が、みなさんの最寄りの地方事務所・支部の法テラス職員につなぎます。
- 4 みなさんと通訳業者の3者間で話すことができます。
- 5 あなたの状況によって、法テラス職員は、日本の法律制度に関する一般的な情報を伝えたり、相談窓口を案内します。



其他服务 その他のサービス

- 有关国选律师的业务
- 司法专家过少时的对策
- 支援犯罪被害人
- 受托业务
- 国選弁護等関連業務
- 司法過疎対策業務
- 犯罪被害人支援業務
- 受託業務

<https://www.houterasu.or.jp/multilingual/>



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

2022年4月発行



JAPAN LEGAL SUPPORT CENTER

日本司法支援中心
(法阳台)

日本司法支援センター
(法テラス)



当您遇到法律问题以及纠纷时，
我们会将提供帮助。
法律問題でお困りのときは、法テラスへ。

日本司法支援中心 (Houterasu)
是一家国有国营公司。
日本司法支援センター (法テラス) は、
国が設立した公的な法人です。

利用服务的方法

サービス利用方法

离婚、抚养权、夫妻间的暴力、贷款、交通事故、劳务纠纷、签证、想跟律师咨询，但是不知道应该去哪里咨询…

離婚、親権、DV、ローン、交通事故、労働問題、ビザ、法律家に相談したいけど、どこに行けばいいかわからない…

提供多语言信息服务 多言語情報提供サービス

根据咨询内容，免费介绍有助于解决纠纷的日本的法律制度以及律师协会等相关机构。

お問合せの内容に応じて、解決に役立つ日本の法制度や弁護士会などの相談窓口を無料で紹介します。

 **0570-078377**

用 IP 电话或预付手机（prepaid 手机）拨打时，请拨 050-3754-5430。
IP 電話、プリペイド携帯電話からは、050-3754-5430 へお電話ください。

周一到周五的上午 9 点到下午 5 点
月曜から金曜まで、午前 9 時から午後 5 時まで

- * 周六周日节假日以及年末年初休息。
- * 土日祝日及び年末年始は利用できません。
- * 会产生通话费。
- * 通話料がかかります。

对应语言 対応言語

英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语、越南语、菲律宾语、尼泊尔语、泰国语、印度尼西亚语

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語、インドネシア語

为了那些需要法律援助，但是经济不宽裕的人士，提供免费的法律咨询以及提供无利息贷款，以便支付律师费用。

法律の支援を必要としながらも経済的に余裕がない人のために、無料の法律相談と、弁護士・司法書士費用の立て替えを行っています。

民事法律援助 民事法律扶助

援助条件 援助要件

如果您想接受民事法律援助，需要满足以下条件。

1. 如下所述，申请者的收入和资产不超过一定的标准。
如果不是夫妻间的问题，将包含申请者配偶的收入以及资产。
2. 有胜诉的可能性。
3. 达到民事法律援助的目的。

民事法律扶助を受けるためには、次の条件を満たす必要があります。

1. 下記の例のように、申込者の資力が一定以下であること。配偶者間の問題でない限り、申込者の配偶者の収入及び財産も計算に含まれます。
2. 勝訴の見込みがないとはいえないこと。
3. 民事法律扶助の趣旨に適すること。

援助条件 1 的举例说明 援助要件 1 の例

单身家庭 单身世帯

每月的收入在 182,000 日元以下（住房费用可以加算至 41,000 日元为止），并且家庭资产在 1,800,000 日元以下。

毎月の収入が 182,000 円以下であること（家賃・住宅ローンは 41,000 円まで加算される）、かつ世帯の資産が 1,800,000 円以下であること。

2 人家庭 2人世帯

每月的收入在 251,000 日元以下（住房费用可以加算至 53,000 日元为止），并且家庭资产在 2,500,000 日元以下。

毎月の収入が 251,000 円以下であること（家賃・住宅ローンは 53,000 円まで加算される）、かつ世帯の資産が 2,500,000 円以下であること。

东京、大阪等几个大城市提升收入标准。医疗费等固定支出有时会除外。有关详情，请与工作人员咨询。

東京や大阪のようないくつかの大都市では、上に示した収入基準より高い金額になります。医療費のような一定の支出は除外される場合があります。詳細については職員に相談してください。

法阳台是，面向日本人以及合法居住在日本的日本人*，遇到法律问题并且有经济困难的时候，提供民事法律援助的窗口。民事法律援助可以使用在所有的民事、家庭、民事诉讼手续的行政问题（注意：不包括刑事案件）。地方以及地区事务所运营民事法律援助。

法テラスの民事法律扶助は、日本人及び日本国内に適法に在留する日本人*で、法律問題に直面し、かつ経済的に余裕がない方に対して、おこなっています。これは、民事、家事、行政に関する問題で利用可能です（注意：刑事事件は対象外です。）。民事法律扶助は、地方事務所まで運営されています。

服务内容 サービス

免费法律咨询（法律咨询援助）：同一案件利用者可以免费法律咨询 3 次（1 次 30 分钟）。利用者要符合援助条件的 1 和 3。有关详情请用电话咨询。

無料法律相談（法律相談援助）：同じ問題につき、3 回の無料法律相談を受けることができます（1 回あたり 30 分）。このサービスを受けるには、援助要件の 1 と 3 を満たす必要があります。詳細はお問合せください。

代理援助 / 文件制作援助：从法阳台可以接受由法律专家代理并帮助制作文件的支援。这项服务不是免费的，是无息贷款。日本司法支援中心向提供服务者预先支付其费用，而后让利用者偿还这笔费用。接受此项服务的利用者需要符合所有的援助条件。

代理援助／書類作成援助：法テラスは、弁護士・司法書士による法的手続の代理や書類の作成をしてもらえるようお手伝いをします。このサービスは無料ではなく、利子のない貸付です。法テラスが、弁護士・司法書士にその費用を支払い、利用者はこれを法テラスに返済します。これらのサービスを受けるためには、援助要件すべてを満たさなければなりません。

* 根据“国际诱拐儿童民事方面的公约”（海牙公约）的实施，在一定情况下，已签署该条约的国家的公民或在已签署条约的国家长期居住的人，将视为综合法律支援法上的公民。

* 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の実施に関する法律により、同条約締結国の国民又は同条約締結国に常居所を有する者は、一定の場合に、総合法律支援法上の国民とみなされます。